

## 碧南市民間提案制度ガイドライン

### 1 民間提案制度について

#### (1) 民間提案制度の概要

本制度では、社会課題の解決や財政負担軽減、歳入確保等のため、民間事業者等から自由な発想による創意工夫やノウハウ等を活かした提案を幅広く募集し、提案者との対話を重ねながら事業化を目指します。

#### (2) 提案募集方式

市が提案を受けたい行政課題や公共事業等について、あらかじめ課題（テーマ）として設定し、民間事業者等からの提案を募ります。

#### (3) 提案の対象

本制度では、市が保有する有形・無形の資産を利活用して提案者（民間事業者等）自らが実施したいことや、市と提案者（民間事業者等）が連携・協力等をして実施したいことについて、幅広く提案を募集します。ただし、以下に該当する提案については、提案の対象外とします。

ア 市（又は市が委託する者）が着手又は計画している事業内容と同様の提案

イ 市の施策に反する提案

ウ 提案者以外が事業主体となることを前提とした提案

エ 法令等に抵触する提案

オ 公益性が認められない提案

カ その他市長が適当でないと認める提案

#### (4) 市が提案に期待する効果等

民間事業者等からの提案に対して市が期待する効果は、以下のとおりです。

ア 行政課題の解決や市民の生活の質の向上に寄与すること

民間事業者等と市との連携等による行政サービス等の向上、公益性が高い民間事業の実施による住民福祉の増進等が期待できること。

イ 市の財政負担軽減につながること

市が行う行政サービス等の民間事業者等への委託化や、民間事業者等の自主事業化等により財政負担の縮減が期待できること。また、公的不動産の民間事業者等への貸付等を行うことで、市の維持管理費の削減等が期待できること。

#### ウ 市の歳入確保につながる事

低・未利用の市有地や公共施設等を民間事業者等が利活用することで、貸付料や利用料、売却益等による市の歳入確保が期待できること。また、広告事業やネーミングライツの設定等により市の歳入確保が期待できること。

#### (5) 市の財政支出

新たな市の財政支出を認めるかどうかについてはテーマごとに個別に募集要項に記載します。原則、市の新たな財政負担がない提案を募集します。ただし、以下に記載するような場合かつ募集要項の条件を満たす場合については新たな財政負担が生じる提案を認めることがあります。

##### ア 社会課題を解決できるものとして、政策的な重要度が高い提案

市が策定している構想や計画等を踏まえた提案であり、かつ市が抱える社会課題を解決できるものとして政策的な重要度が高いと判断される提案であること。

##### イ 市の総合的な財政負担が縮減され、かつ市民サービスが低下しない提案

市の新たな財政支出が想定されるものの、提案事業の実施により市の既存事業に係る財政負担が縮減され、市の総合的な財政負担の縮減が見込まれる提案であること。ただし、既存事業と比較して、市民サービスの質が維持・向上すると見込まれる提案に限ります。

#### (6) 提案者の資格を有する者

提案者の要件は、以下のとおりです。

##### ア 法人格を有する事業者であること。

##### イ 提案者は、下記の参加資格要件を満たしていること。

(ア) 提案内容の実施主体となる意思があること。

(イ) 事業に必要な免許又は資格等を備えていること。

(ウ) 応募時点で、次のいずれにも該当しないこと。

① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者

② 会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）

③ 碧南市入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格者の資格停止の処分を受け、資格停止期間中の者

④ 市税を滞納している者

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体等

(エ) 提案内容の審査にあたり、市が設置する審査委員会において、市からの要請に応じ提案内容に関するプレゼンテーションを行い、提案内容の説明や質疑応答ができること。

(オ) 採用された場合、市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。

(カ) 採用された事業に関して、本市ホームページ等への掲載・情報発信や、取材依頼等に必要な協力・調整ができること。

## (7) 知的財産権の保護

提出された書類は返却いたしません。しかし、提出された書類およびその内容について、提案者独自のアイデアやノウハウについては、知的財産の保護を最大限尊重するものとし、提案審査以外では、提案者に無断で使用しません。

そのため、提案者は提案内容のうち、知的財産に該当すると考えられる部分について、事前に通知（任意様式）し、提案者と市の双方で、知的財産に該当する範囲を明確化します。

なお、事業実施に必要な議決を経るための手続等、提案審査以外に資料を使用する場合には、事前に事業者の承認を得た上で使用するものとします。

## (8) 事業化について

事業化が決定した際には、提案が採用された者との随意契約を前提としています。ただし、協議が成立した場合でも、予算案が議会で承認されない等の事由により、事業が実施できなくなった場合には、事業化されません。

## 2 提案からの流れ

テーマの公表→事前相談 →提案書類の提出→ 資格の審査→提案の審査→提案審査結果の通知、公表→詳細協議の開始→契約、事業の実施

### (1) テーマの公表

市が提案を受けたい行政課題や公共事業等について、テーマを設定、募集します。市は、募集するテーマ及び関連資料について、ホームページ上において公表するものとします。

### (2) 事前相談

提案を希望される事業者様は、まずは提案書の提出前のアイデア段階から、お気軽に事前相談をお申込みください。

事前相談は、「事前相談申込書」の提出によってお申し込みいただきます。事前相談のお申し込み方法は以下のとおりです。

ア 申し込み先

企画財政部企画政策課

イ 申し込み方法

郵送又は電子メール

### (3) 提案書類の提出

企画政策課やご相談の内容に関する市関連部署と対話を重ね、ご提案に向けた調整が整いましたら、提案書を企画政策課までご提出ください。ご提出いただく提案書類は、以下のとおりです。

ア 碧南市民間提案制度申込書兼誓約書

イ 提案書

ウ 提案者に関する基本的事項

エ プレゼンテーション資料

オ その他

### ※ 碧南市入札参加資格者名簿に登録されていない場合

カ 登記事項証明書

キ 財務諸表（直近２年分）

ク 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類

### (4) 資格の審査

提案者及び提案書類の記載内容がそれぞれガイドラインに記載する「提案の対象」「提案者の資格を有する者」であるかどうか、審査を行います。審査の結果、要件を満たすと判断した場合は資格審査結果及び提案審査の日程等を文書又は電子メールで通知します。

### (5) 提案の審査

ご提出いただきました提案書類をもとに審査し、採否を決定します。審査については提案審査会において審査を実施します。提案審査における評価の視点は下表のとおりです。

|              |                                                                                                       |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法令適合性、行政責任確保 | 提案の実現にあたり、法令上の支障はないか。また、提案内容は、公共の利益に適合するものか。                                                          |
| 実現性、採算性、安定性  | 事業手法や、事業工程、事業収支計画は十分実現可能なものか。また、提案者が事業実施者となった場合、事業を継続的、安定的に担うために必要な業務体制を構築できており、事業を実現できる能力や実績を有しているか。 |
| 公益性、地域性      | 市の現状、課題を適切に把握し、社会課題の解決や市民の生活の質の向上に寄与するか。                                                              |
| 財政効率性        | 業務効率の向上や効果的な事業手法により、市の財政負担の縮減や歳入確保につながるか。                                                             |
| その他          | 上記のほか提案事業の内容に応じた評価の視点。                                                                                |

(5) 提案審査結果の通知、公表

審査結果は、提案者に対して、文書又は電子メールにより通知します。提案審査の結果、提案者との詳細協議の実施を決定した提案については、詳細協議へと進みます。

(6) 詳細協議の開始

提案審査において、採用となった場合には、事業化に向けて、市と提案者の間で、さらに対話・調整を行い、詳細について協議します。提案審査の結果、採用となっても詳細協議の過程において、協議不調となり事業化に至らない場合もあります。

(7) 契約、事業実施

事業化に向けた詳細協議が整い、必要な準備が完了し次第、契約を行い、提案事業を実施します。※協議が成立した場合であっても、予算化が市議会で議決又は承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合は、提案の事業化はされませんのでご注意ください。